

令和2年度手話奉仕員養成研修 受講生募集について

聴覚障害者及び音声機能又は言語機能障害者の生活、福祉制度などについて理解を深め、手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した支援者を養成するため、手話奉仕員養成研修事業を、日高郡内の市町合同で実施します。

聴覚障害者などの方とのコミュニケーションの円滑化を図り、聴覚障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。



■受講対象者

次の(1)～(4)のいずれかに該当する方で受講課程の要件を満たす方

- (1) 日高町内にお住まいの方
- (2) 日高町内の学校に在学されている15歳以上の方
- (3) 日高町内の事業所等に勤務されている方
- (4) その他町長が特に必要と認めた方

★入門課程：手話経験がない方又は手話経験がおおむね1年未満の方

★基礎課程：入門課程修了者又は手話経験がおおむね1年以上2年未満の方

■定 員 5名(他の市町の応募人数によって、変動する可能性があります。)

■受講料 無料(ただし、テキスト代3,300円は自己負担)

■日 時 令和2年4月24日(金)から、毎週金曜日午後7時～午後9時まで
※入門課程34時間(17回)、講義4時間(2回)
基礎課程38時間(19回)、講義6時間(3回)の合計82時間(年間41回)

■場 所 日高町保健福祉総合センター(ふれあいセンター)

■申込期間 令和2年3月2日(月)～4月3日(金)

※住民福祉課窓口で申込書を配布しますので、必要事項を記入の上、お申し込みください。

※広報ひだか3月号にも同様の記事を掲載しております。

お問い合わせ／住民福祉課(☎63・3800)

最近
・収集日以外の日に、ごみが出
されている
・通りすがりでごみを出していく
ので地元の人のごみが入らない
などといったご意見が寄せられ
ています。
ごみ集積かごは、地元で管理
し、地元の方のためのかごです。
ごみは、お住まいの地区で出
すようにしてください。
収集日以外にごみを出される
と、不法投棄のもととなるほか、
地区の環境も悪くなります。
ごみは、お住まいの地区で、決
められた日・決められた時間・決
められた場所に出してください。



ごみは決められた日に
決められた場所に
出しましょう



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、1冊目は年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②2冊目以降は同様のものを、1万円で販売します。
- ③利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から令和3年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方(昭和21年4月1日以前に生まれた方)



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎22・3366
川上タクシー	☎24・0200
中紀河南タクシー	☎24・1001
港タクシー	☎65・3100

愛あいケアタクシー	☎20・1090
印南交通	☎42・0105
南部タクシー	☎0739・72・2133
介護タクシーふくしん	☎20・5272

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020
--------	----------

中紀バス	☎65・2222
------	----------

・飼養登録…役場産業建設課
(☎63・3806)

・捕獲許可…日高振興局 衛生環境課
(☎22・3481)

既に飼養登録されているメジロについては引き続き飼養出来ます。なお、野外で野鳥を観察出来ない高齢者等は捕獲が許される場合があります。
詳しくは、左記まで。



愛がん飼養目的での捕獲が認められていたメジロは、現在、原則捕獲禁止となっています。

メジロの捕獲は原則禁止となっています

産業建設課
お知らせ



お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)